

八千代市オープンデータ推進指針

第1章 総則

1 目的

本指針は、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」や「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」等を踏まえ、本市が保有するデータの活用を促進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、地域経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示すものである。

2 オープンデータの定義

オープンデータとは、機械判読に適した形式で、誰もが二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータをいう。

第2章 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータ推進の意義

(1) 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有するデータをオープンデータとして提供することで、市民が自ら又は民間企業のサービスを通じて本市の施策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能となることから、行政の透明性・信頼性の向上が図られる。

(2) 市民参加・官民協働の推進

本市が保有するデータの活用が進展し、官民の情報共有が図られることにより、官民協働による公共サービスの提供、民間サービスの創出が促進される。

(3) 経済の活性化・業務の効率化

オープンデータを提供することにより、市場における編集、加工、分析等の各段階を通じて、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促進され、本市の経済活性化が図られる。

2 利用ニーズに応じたデータ公開

市民等から、オープンデータの使い勝手やオープンデータとしての公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの所管課等において速やかに対応の可否を検討し、可能な限り当該要望を踏まえた取組みを進める。

第3章 オープンデータの基本的なルール

1 基本原則

- (1) 本市が保有するデータは、法令等による制限がある場合を除き、本市ホームページにおいてオープンデータとして公開する。
- (2) 営利目的又は非営利目的であるかを問わず活用を促進する。
- (3) 個人情報等で個人などの権利侵害に繋がる恐れがある情報や、個別法令で利用制約がある等の理由により二次利用が認められない情報は対象外とする。

2 著作権意思表示

オープンデータとして公開する情報は、以下の通り著作権意思表示を行うものとする。

(1) 意思表示の方法

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する。

(2) 表示ライセンス

表示するライセンスは、原則として「CC-BY」（原作者のクレジットを表示すれば、営利目的又は非営利目的であるかを問わず自由に二次利用可能）とする。

3 第三者の著作権等が含まれる情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータの全部又は一部に、外部に委託した業務の成果物や、市民・事業者から提供された情報等、第三者の著作物が含まれている場合もあるため、本市がオープンデータとして公開することの可否並びに範囲及び利用条件等の取扱いについて、当該第三者と協議の上、可能な限り合意を得るよう事前に調整を行うものとする。

4 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。また、オープンデータを二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わないものとする。

5 オープンデータの推進に適した委託・請負契約

委託・請負契約の締結に当たっては、契約の成果物をオープンデータとして公開することを考慮し、二次利用しやすいデータ形式での納品を検討するとともに、著作権等の取扱いについて、受託業者との間で問題が発生することのないよう、必要な事項を契約条項等に記載する。

附則

この指針は、平成 30 年 2 月 20 日から施行する。